

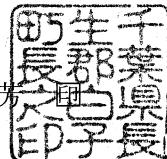
行政文書部分開示決定通知書

令和7年5月15日

市民オンブズマンの会白子
会長 [REDACTED] 様

(実施機関名)

白子町長 石井和芳



令和7年5月9日付けで開示請求のあった行政文書の開示については、行政文書の一部を次のとおり開示することに決定したので、白子町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、下記記載の開示実施方法及び日時については、「開示実施方法等申出書」により申し出てください。

開示請求に係る行政文書の名称	私的ネット閲覧により懲戒処分された元地域プロジェクトマネージャーに対する懲戒処分及び給与返還請求に関する決裁文書、処分書、請求書等その他関連書類一式
請求の際に希望した開示の実施の方法	できる・できない
求めることができる開示の実施方法	文書の写しの交付
開示を実施することができる日時	令和7年5月15日 午後1時
開示を実施する場所	白子町役場総務課
行政文書の全部を開示しない理由	白子町情報公開条例第7条第2号に該当 (理由)個人に関する情報であって、公にすることのより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
担当課等	担当課 白子町役場総務課 電話番号 (0475) 33-2110

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白子町長に対して審査請求することができます (なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として (訴訟において白子町を代表する者は白子町長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの

訴えを提起することができます。

備考

- 1 記載された開示を実施することができる日までに、開示実施方法等を申し出ることができないときは、担当課等へ連絡してください。 [REDACTED]
- 2 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提出してください。

決裁区分	町長決裁	所属	総務課		緊急・重要文書付せん	編 冊 番 号	
起案	令和 7 年 3 月 19 日			特殊取扱		開示・不開示の区分	
決裁	令和 7 年 3 月 19 日			告示・公印省略 事前押印・書留 速達・内容証明 ()		開示全部不部分不 時限不(年月解除)	(不開示部分)
施行	令和 7 年 3 月 19 日			文書審査	公印使用確認	記号番号	白総第 0002972 号
完結	令和 7 年 3 月 19 日					文書主任	
処理		照合		発送		保存区分	保存期間 10 年
あて	白子町職員懲戒審査会					発	白子町長 石井和芳
分類番号			合議経過			年 月 日	
B-020-000-018						年 月 日	
主 管	町長	総務課長					
合 議							
件 名	懲戒処分について						
先方文書の発信日付・記号番号	(対 年 月 日付)						
懲戒審査会へ諮問した事案について、別紙のとおり答申がありました。							
答申内容のとおり、下記により決定してよろしいか伺います。							
・学校給食費精算に係る返金誤りの件(給食センター) [REDACTED]							
・職務専念義務違反(業務中の私的なウェブ閲覧)の件(企画財政課) 企画財政課 会計年度任用職員 [REDACTED] ... 「戒告」							
また、別紙により通知してよろしいか併せて伺います。 15月							

白子町

悔職(のちの指導)

答申第1号
令和7年3月19日

白子町長 石井 和芳 様

白子町懲戒審査会
委員長 御園 正二

答申書

令和7年3月3日付け白総第2797号にて諮問のありました事案については、以下のとおり答申します。

諮問事項

- ・学校給食費精算に係る返金誤りの件

[REDACTED]

「訓告」 基準に関する規程第3条第2号ア

- ・職務専念義務違反（業務中の私的なウェブ閲覧）の件

企画財政課 会計年度任用職員

[REDACTED]

「戒告」 基準に関する規程第3条第1号エ

3月21日より停職処分とする様

指示する。

給与の返還請求も指示する。

(案)

白総第 2972 号 の 2
令和 7 年 3 月 19 日

企画財政課
会計年度任用職員 [REDACTED] 様

白子町長 石 井 和 芳

懲戒処分等通知書

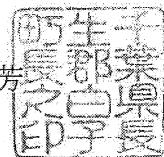
令和 7 年 2 月 28 日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。

よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、戒告処分といたします。

白總第 2972 号 の 2
令和 7 年 3 月 19 日

企画財政課
会計年度任用職員 [REDACTED] 様

白子町長 石井和芳



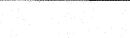
懲戒処分等通知書

令和 7 年 2 月 28 日に所属長より報告のあった職務専念義務違反事案については、非違行為に該当します。

よって白子町職員の懲戒処分等の基準に関する規程により、下記の処分いたします。

1. 懲戒処分等の種類

令和 7 年 3 月 21 日より停職 1 ヶ月

決裁区分	町長決裁	所属	総務課		緊急・重要文書付せん		編番号		
	起案 令和7年4月28日			特殊取扱		開示・不開示の区分			
決裁	令和7年 4 月 28 日			告示・公印省略 事前押印・書留 速達・内容証明 ()		開示全部不部分不 時限不(年月解除)	(不開示部分)		
施行	令和7年 4 月 28 日			文書審査	印使用確認	記号番号	白総第0000364号		
完結	令和 7 年 4 月 28 日					文書主任			
						保存区分	保存期間	10年	
添書	照合		発送		起案者 職氏名	課長補佐 緑川秀幸			
あて						発	白子町長 石井 和芳		
分類番号			合議通過				年	月	日
B-030-000-010 給与支給計算書等							年	月	日
主 管	町長	課長	副主幹	主査	係長	係	係	係	
	係								
合 議									
件 名	給料返還請求について								
先方文書の発信日付・記号番号 (対 年 月 日付)									
令和7年3月19日付で懲戒処分を受けた令和6年度会計年度任用職員  について、別紙 (案) のとおり通知してよろしいか伺います。									

自子町

(章)
白総 第364号
令和7年4月30日

殿

白子町長 石井 和芳

給料返還請求通知書

標記の件について、別紙理由書のとおり、勤務時間中の私的インターネット閲覧に充てられた時間分の給料の返還を請求します。

記

- (1) 請求趣旨：職務専念義務違反により貴殿が勤務実態なく受領した給料相当額の返還
- (2) 請求金額：金1,260,000円也
(※2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額)
- (3) 支払期限：令和7年5月31日
- (4) 支払方法：下記口座へ銀行振込

振込先：長生農業協同組合 白子支所（普）口座番号：3308384

口座名義：白子町会計管理者 三橋 久美子

※振込手数料は貴殿にてご負担願います。

なお、上記期限までに全額のお支払いが確認できない場合には、誠に遺憾ながら法的措置も含め然るべき対応を講じる所存であることを申し添えます（その場合、別途訴訟に要する費用や遅延損害金等についても併せて請求いたします）。

内容についてのお問合せは、下記連絡先までお願いします。

連絡先：白子町役場 総務課 緑川
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074番地の2
TEL: 0475-33-2110 / MAIL soumu@town.shirako.lg.jp

以上

(別紙)

理由書

1. 事案の概要

貴殿は、本町が任用した職員（地域プロジェクトマネージャー職）として在職中、令和6年10月初旬から令和7年2月21日にかけて、勤務時間中に職務と無関係な私的行為（インターネットでの各種ウェブサイト閲覧等）に常態的に行っていたことが発覚しました。令和7年1月27日に実施した勤務実態調査では、業務時間の約70%を私的なウェブ閲覧等に費やしていたことが確認されております。閲覧内容はニュース記事、株価情報、求人サイト、個人ブログなど多岐にわたり、勤務時間の大半をこれら業務外活動が占めていた状況が判明しました。これらの不適切行為は特定の日時や時間帯に限られたものではなく、日常的かつ終日（勤務時間内のあらゆる時間帯）にわたって行われていたことが確認されており、令和6年10月初旬から、貴殿への注意勧告が行われた令和7年2月21日まで少なくとも4ヶ月以上にわたり同様の行為が継続していたことが判明しております。

本件発覚を受け、本町は貴殿に対し令和7年3月19日付で停職1か月（3月21日～3月31日まで）の懲戒処分を科しました。貴殿は任期の満了により同年3月31日付で本町を退職しております。本理由書では、上述の事案に関する調査経過と証拠、法的評価および類似事例との比較検討、損害額算定の根拠について説明し、貴殿が不当に受領した給料相当額を返還すべき法的義務について説明します。

2. 調査経過と証拠

本件は、令和6年10月頃より本町内部において貴殿の業務中のコンピュータ使用状況に疑義が生じたことから、情報システム管理ツール等を用いて証拠資料を収集したものです。その結果、貴殿が勤務時間中に常習的に職務と無関係なウェブサイトを閲覧している実態が明らかとなりました。令和7年1月27日には勤務実態の詳細な観察調査を行い、同日の業務時間の約70.3%を私的ウェブ閲覧等に費やしていたことが数値的に判明しております。別紙の調査記録（令和7年1月27日分抜粋）に示すとおり、当日は朝の始業直後から終業時間まで、一貫して断続的にニュースサイトや株価情報サイト、転職求人サイト等を閲覧している状況が記録されています。例えば9時台から11時台にかけてニュース記事・株価・求人情報等のサイト閲覧を連続して行い、僅かにメールチェック等の業務行為を挟む程度で再び私的閲覧に戻る、といった行動が確認されております。また、貴殿は閲覧履歴を随時削除する等の行為も確認されており、自己の違法行為を隠蔽しようとする意図が疑われます。これは、貴殿自身が職務専念義務違反の自覚を有していたことを強く示唆するものです。

さらに、本町が収集した証拠として、貴殿の私的行為を捉えた多数のスクリーンショットがあります。業務時間中の貴殿PC画面を不定期にキャプチャした画像記録も取得しており、その中にはニュースサイトを閲覧中の画面や株価チャートを表示している画面、さ

らには求人検索サイトで求職情報を閲覧している画面等が含まれています。これらの画像からも、貴殿が特定の時間帯に限らず恒常に業務とは無関係のサイト閲覧を行っていた事実が裏付けられています。なお、当該スクリーンショットには別添のとおり日時も記録されており、これらはすべて勤務時間内であることは明白です。以上の証拠により、貴殿が長期間にわたり勤務時間の大半を私的行為に充てていた実態は客観的に立証されます。

3. 法的評価

以上の事実関係から明らかなどおり、貴殿の行為は地方公務員法第35条が定める「職務に専念する義務」に明白に違反しています。公務員が勤務時間中に職務と無関係の私事に従事することは、公務員としての服務規律に反し、行政の信用を著しく損なう重大な非違行為です。本件において本町は当該非違行為に対し懲戒処分（停職）を科しましたが、懲戒処分はあくまで本人に対する制裁であり、当該違反行為によって本町が被った財政上の損害（不当支出）を填補するものではありません。貴殿が職務専念義務に違反した結果、本町は勤務実態のない時間に対して給料という公金を支出するに至ったのであり、この公金支出は法的な正当性を欠く違法な支出です。言い換えれば、貴殿は本来勤務すべき時間に業務を放棄しながら、その対価としての給料を不当に受領したことになります。これは民法上の不当利得の要件を満たす行為です（民法703条）。

民法703条は、「法律上の原因なく他人の財産または労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者」に対し、その利益の返還義務を定めています。給料は本来労務提供（勤務）の対価として支給されるものであり、労務提供が行われない限り給料を受け取る法律上の原因は存在しません。貴殿が勤務時間中に職務に従事せず私的行為に費やしていた時間について支給された給料は、まさに「法律上の原因なく受けた利益」に他ならず、本町に対する不当利得に該当します。これは労働法の大原則であるノーワーク・ノーペイの原則にも合致する考え方です。したがって、本町は民法703条に基づき、貴殿に対して当該不当利得相当額の返還を請求する権利を有します。

さらに、民法704条の規定に鑑みれば、貴殿は自己の行為が職務専念義務違反であることを認識しつつ給料を受領していたものと推認されるため、悪意の受益者に該当します。前述のとおり、貴殿は自らの非行を隠蔽しようとする行動を取っており、職務命令違反の自覚があったことは明白です。民法704条によれば、悪意の受益者は現存利益の範囲を超えてでも利益を返還する義務を負い、利息その他の付加的義務も免れません。本件において本町はまず不当利得額の返還を請求しておりますが、貴殿が悪意の受益者である以上、仮に返還をされないようであれば本町は当該金額に加え法定遅延損害金等も含めて請求できる立場であることを付言いたします。貴殿には職務専念義務違反という違法行為によって本町に生じた損害（支払われた給料のうち勤務実態のない部分）の賠償責任が民事上発生しているということです。公務員の地位を悪用して得た不当な利得を返還させることは、公平の理念にも適う当然の帰結といえます。

4. 先例

本件と類似する事例においても、勤務時間中の職務専念義務違反によって支給された給料の返還が求められ、実際に返還が行われている例が複数存在します。

- 裁判例（岐阜地裁平成 15 年 11 月 26 日判決・札幌地裁平成 10 年 7 月 17 日判決）：過去の裁判例では、給料とは職員が行う勤務に対する対価であり、勤務がされない場合には給料を支給することは原則として違法「法律上の原因のない支給」であり不当利得に当たると明確に判断されています。これら判例は、公的給料について勤務の対価性を厳格に捉え、不当利得返還請求を肯定したものです。
- 名古屋市職員の私用ウェブ閲覧事案（懲戒処分と給料返還）：最近の例では、名古屋市において勤務中に長時間にわたりアダルトサイト等の業務無関係サイトを閲覧していた職員に対し、停職 1 か月の懲戒処分とともに、当該閲覧時間に相当する給料及び時間外手当約 27 万円の返還が命じられています。このケースでも職務専念義務違反行為により支給された賃金部分を返還させる措置が取られており、本件と事案の類似性は明白です。名古屋市の例は、本件と同様に勤務時間中の私的インターネット閲覧という職務違反に対し、公金支出の回収（返還）を図ったものです。
- 吹田市職員の組合活動時間に係る給料返還事案：公務員の勤務時間中の職務外活動に関連しては、吹田市において勤務時間中に職務専念義務免除の手続きを経ずに労働組合の執行委員会に出席していた職員 105 名に対し、約 5 年間分の当該時間相当の給料計約 2,000 万円の返還請求が行われ、当該職員側（市職員労働組合）も給料の返還については受け入れた事例があります。このケースでは活動自体が労組活動で一見職務とは別に認められる余地があるようにも思われましたが、所定の手続きを経ていない以上職務専念義務違反と判断され、最終的に給料返還が実施されています。本件吹田市の例は、公務員の職務外活動による勤務時間の浪費に対して、組織として給料返還を求めることが十分可能であることを示したものです。

以上の先例に照らせば、勤務時間中の私的行為による公金（給料）の不当受給に対しては、その返還を求めることが社会的にも法的にも認められていると言えます。裁判所においても不当利得返還義務が認められ、自治体においても懲戒処分と併せて給料の自主返還を求めたり、住民監査請求・住民訴訟を通じて返還を図る動きが顕著です。本件はこれら先例と比しても、私的行為の占める割合が極めて高く（7 割超）、期間も 4 ヶ月にわたる長期に及んでおり、悪質性の点で決して軽微とはいえません。むしろ、公務員による勤務時間の私物化として看過しがたい重大事案であり、先例から導かれる結論も「不当利得の返還以外にない」ことは明白です。

5. 損害額の算定根拠

次に、本町が貴殿に対して請求する不当利得額（損害額）の算定根拠について説明します。

本件における損害額とは、貴殿が勤務時間中に職務に従事しなかったにもかかわらず受

領した給料の額を指します。具体的には、令和6年10月から令和7年2月までの間の給料支給額のうち、実質的に勤務実態のなかった時間（約70%）に相当する部分です。令和7年1月27日の詳細調査およびそれ以前からの各種証拠により、貴殿の勤務実態は多くとも全体の3割程度にとどまり、残り約7割は職務専念義務違反行為に充てられていたと推認されます。この割合は単一の日の調査結果に基づくものであります。他の日についても収集されたスクリーンショットの頻度や時間帯の広がりから見ても整合性があります。貴殿の職務専念義務違反の程度はより深刻であった可能性もありますが、本町としては証拠に基づき立証可能な範囲で慎重に算定を行っています。

以上を前提として、令和6年10月から令和7年2月までに貴殿に支払われた給料総額を算出し、その7割を不当利得額として算定いたしました。当該期間の給料総額が金180万円であるので、その7割にあたる金126万円が請求対象額となります。この金額は、貴殿が勤務実態のないまま不当に受け取った公金そのものであり、本町に生じた財産的損害額に等しいものです。

6. 結論

以上のとおり、貴殿には本町に対して不当に受領した給料相当額を返還する法的義務が認められます。これは貴殿が地方公務員法上の職務専念義務に違反し、公金を不正に取得した事実に基づく帰結です。本町としては、公務員による不正利得を看過すれば住民の信頼を損ねるだけでなく、本町自らが財務会計上の違法状態（違法な公金支出の放置）を是正しないことにもなりかねません。そのため、本件について貴殿に自主的な返還を求める措置に踏み切った次第です。

貴殿が速やかに不当利得額を返還されれば、本町としてはこれ以上の紛争に発展させる意思はありません。しかしながら、万一貴殿が本請求に応じない場合には、本町は民事訴訟の提起等の法的措置により公金の回収を図る方針であることを念のため申し上げます。実際に他自治体においても、返還請求に応じない職員に対しては住民訴訟等の手段で最終的に回収が行われた例も存在します（本件が訴訟に至った場合、貴殿にとって訴訟費用や遅延損害金の負担、社会的信用の更なる失墜といった不利益が生じることは明白です）。

このような事態は双方にとって望ましいものではないため、本町としては貴殿が良識ある判断のもと、本請求に速やかに応じていただけることを強く期待いたします。

本理由書で示した法的根拠および先例からも、貴殿には返還義務があることは疑いの余地がありません。つきましては、本町からの請求に対し、速やかに不当利得相当額を返還していただきますよう、改めて強く要請いたします。

本町としては、貴殿が本件を厳粛に受け止め、適切な対応を取られることで、本件が円満に解決することを望んでおります。

以上

業務外行為記録一覧

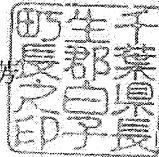
No.	年月日	確認時刻	No.	年月日	時刻	No.	年月日	時刻	No.	年月日	時刻	No.	年月日	時刻
1	2024/11/29	13:15	101	2024/12/5	13:35	201	2025/1/8	8:59	301	2025/2/6	11:38	401	2025/2/17	10:06
2	2024/11/29	13:19	102	2024/12/5	13:36	202	2025/1/8	9:01	302	2025/2/6	11:55	402	2025/2/17	10:11
3	2024/11/29	13:38	103	2024/12/5	13:38	203	2025/1/8	9:04	303	2025/2/6	14:34	403	2025/2/17	10:15
4	2024/11/29	15:39	104	2024/12/5	13:41	204	2025/1/8	9:08	304	2025/2/6	14:38	404	2025/2/17	10:24
5	2024/11/29	16:07	105	2024/12/5	13:50	205	2025/1/8	9:10	305	2025/2/6	16:04	405	2025/2/17	10:25
6	2024/11/29	16:27	106	2024/12/5	13:51	206	2025/1/8	9:11	306	2025/2/6	16:07	406	2025/2/17	10:37
7	2024/11/29	16:58	107	2024/12/5	14:06	207	2025/1/8	9:12	307	2025/2/6	16:43	407	2025/2/17	10:39
8	2024/12/2	11:50	108	2024/12/5	14:27	208	2025/1/8	9:13	308	2025/2/6	16:48	408	2025/2/17	10:45
9	2024/12/2	13:03	109	2024/12/5	14:42	209	2025/1/8	10:08	309	2025/2/7	8:45	409	2025/2/17	10:47
10	2024/12/2	13:21	110	2024/12/5	14:43	210	2025/1/8	10:09	310	2025/2/7	8:54	410	2025/2/17	10:52
11	2024/12/2	13:24	111	2024/12/5	14:55	211	2025/1/8	11:20	311	2025/2/7	9:11	411	2025/2/17	10:53
12	2024/12/2	14:54	112	2024/12/5	14:57	212	2025/1/8	13:23	312	2025/2/7	9:49	412	2025/2/17	11:20
13	2024/12/2	14:56	113	2024/12/5	14:58	213	2025/1/8	13:26	313	2025/2/7	10:01	413	2025/2/17	11:31
14	2024/12/2	14:57	114	2024/12/5	15:02	214	2025/1/8	14:23	314	2025/2/7	10:03	414	2025/2/17	11:43
15	2024/12/2	15:14	115	2024/12/5	15:04	215	2025/1/8	14:25	315	2025/2/7	10:24	415	2025/2/17	13:29
16	2024/12/2	15:15	116	2024/12/5	15:08	216	2025/1/8	14:29	316	2025/2/7	10:28	416	2025/2/17	14:57
17	2024/12/2	15:16	117	2024/12/5	15:12	217	2025/1/8	14:45	317	2025/2/7	10:44	417	2025/2/17	15:18
18	2024/12/2	15:25	118	2024/12/5	15:14	218	2025/1/21	16:09	318	2025/2/7	10:56	418	2025/2/17	15:25
19	2024/12/2	16:17	119	2024/12/5	15:24	219	2025/1/21	16:10	319	2025/2/7	11:17	419	2025/2/17	15:32
20	2024/12/2	16:18	120	2024/12/5	15:29	220	2025/1/21	14:50	320	2025/2/7	11:40	420	2025/2/17	15:35
21	2024/12/2	16:19	121	2024/12/5	15:37	221	2025/1/23	9:17	321	2025/2/7	11:43	421	2025/2/17	15:48
22	2024/12/2	16:44	122	2024/12/5	15:40	222	2025/1/23	9:19	322	2025/2/7	13:04	422	2025/2/17	15:49
23	2024/12/2	16:45	123	2024/12/5	15:43	223	2025/1/23	9:23	323	2025/2/10	9:00	423	2025/2/17	15:54
24	2024/12/2	16:48	124	2024/12/5	15:47	224	2025/1/23	9:25	324	2025/2/10	9:26	424	2025/2/17	16:10
25	2024/12/2	16:49	125	2024/12/5	16:11	225	2025/1/23	9:26	325	2025/2/10	9:33	425	2025/2/17	16:15
26	2024/12/3	9:48	126	2024/12/5	16:19	226	2025/1/23	9:27	326	2025/2/10	9:34	426	2025/2/17	16:16
27	2024/12/3	9:50	127	2024/12/5	16:41	227	2025/1/23	10:01	327	2025/2/10	9:57	427	2025/2/17	16:35
28	2024/12/3	9:54	128	2024/12/5	16:46	228	2025/1/23	10:07	328	2025/2/10	13:13	428	2025/2/17	16:38
29	2024/12/3	10:30	129	2024/12/5	16:48	229	2025/1/23	10:40	329	2025/2/10	13:15	429	2025/2/17	17:03
30	2024/12/3	10:57	130	2024/12/5	16:50	230	2025/1/23	10:45	330	2025/2/10	13:24	430	2025/2/17	17:09
31	2024/12/3	11:28	131	2024/12/5	16:54	231	2025/1/23	10:48	331	2025/2/10	13:28	431	2025/2/17	17:13
32	2024/12/3	11:29	132	2024/12/5	17:00	232	2025/1/23	11:05	332	2025/2/10	13:32	432	2025/2/17	17:15
33	2024/12/3	11:31	133	2024/12/5	17:06	233	2025/1/23	13:05	333	2025/2/10	14:19	433	2025/2/18	8:31
34	2024/12/3	11:41	134	2024/12/6	9:52	234	2025/1/23	13:36	334	2025/2/10	14:23	434	2025/2/18	8:33
35	2024/12/3	11:46	135	2024/12/6	10:27	235	2025/1/23	13:52	335	2025/2/10	14:25	435	2025/2/18	8:58
36	2024/12/3	13:18	136	2024/12/6	10:28	236	2025/1/23	14:01	336	2025/2/10	14:34	436	2025/2/18	9:04
37	2024/12/3	13:19	137	2024/12/6	10:30	237	2025/1/23	14:41	337	2025/2/10	15:27	437	2025/2/18	9:07
38	2024/12/3	13:22	138	2024/12/6	10:35	238	2025/1/23	14:45	338	2025/2/10	15:53	438	2025/2/18	10:34
39	2024/12/3	13:23	139	2024/12/6	10:36	239	2025/1/23	14:49	339	2025/2/10	16:41	439	2025/2/18	10:41
40	2024/12/3	13:25	140	2024/12/6	10:51	240	2025/1/23	14:52	340	2025/2/12	8:59	440	2025/2/18	10:42
41	2024/12/3	13:26	141	2024/12/23	11:33	241	2025/1/23	15:01	341	2025/2/12	9:00	441	2025/2/18	10:44
42	2024/12/3	13:27	142	2024/12/23	11:36	242	2025/1/23	15:04	342	2025/2/12	9:01	442	2025/2/18	10:46
43	2024/12/3	13:55	143	2024/12/24	17:02	243	2025/1/23	15:07	343	2025/2/12	9:03	443	2025/2/18	10:47
44	2024/12/3	14:15	144	2024/12/26	10:59	244	2025/1/23	15:15	344	2025/2/12	9:05	444	2025/2/18	10:49
45	2024/12/3	14:16	145	2024/12/25	11:15	245	2025/1/23	15:40	345	2025/2/12	9:10	445	2025/2/18	11:08
46	2024/12/3	14:17	146	2024/12/25	11:16	246	2025/1/23	16:21	346	2025/2/12	9:23	446	2025/2/18	11:31
47	2024/12/3	14:21	147	2024/12/25	11:29	247	2025/1/23	16:23	347	2025/2/12	9:48	447	2025/2/18	11:52
48	2024/12/3	14:23	148	2024/12/25	11:32	248	2025/1/24	8:59	348	2025/2/12	10:27	448	2025/2/18	12:00
49	2024/12/3	17:02	149	2024/12/25	13:37	249	2025/1/24	9:01	349	2025/2/12	10:37	449	2025/2/18	15:01
50	2024/12/3	17:07	150	2024/12/25	13:48	250	2025/1/24	9:04	350	2025/2/12	10:39	450	2025/2/18	15:08
51	2024/12/4	8:46	151	2024/12/25	13:49	251	2025/1/24	9:16	351	2025/2/12	10:45	451	2025/2/18	15:12
52	2024/12/4	9:07	152	2024/12/25	13:51	252	2025/1/24	9:28	352	2025/2/12	10:52	452	2025/2/18	15:15
53	2024/12/4	9:35	153	2024/12/25	13:54	253	2025/1/24	9:39	353	2025/2/12	10:59	453	2025/2/18	15:17
54	2024/12/4	9:37	154	2024/12/25	13:57	254	2025/1/24	9:44	354	2025/2/12	11:05	454	2025/2/18	15:24
55	2024/12/4	10:13	155	2024/12/25	15:36	255	2025/1/24	9:59	355	2025/2/12	11:19	455	2025/2/18	15:57
56	2024/12/4	11:58	156	2024/12/25	15:40	256	2025/1/24	10:04	356	2025/2/12	11:20	456	2025/2/18	16:01
57	2024/12/4	13:14	157	2024/12/25	15:45	257	2025/1/24	10:09	357	2025/2/12	11:23	457	2025/2/18	17:06
58	2024/12/4	13:20	158	2024/12/25	15:47	258	2025/1/24	10:23	358	2025/2/12	11:24	458	2025/2/18	17:11
59	2024/12/4	13:22	159	2024/12/25	17:00	259	2025/1/24	10:28	359	2025/2/12	11:45	459	2025/2/18	17:14
60	2024/12/4	13:24	160	2024/12/25	17:01	260	2025/1/24	10:34	360	2025/2/12	13:27	460	2025/2/18	17:15
61	2024/12/4	13:29	161	2024/12/25	17:02	261	2025/1/24	10:39	361	2025/2/12	13:29	461	2025/2/19	8:33
62	2024/12/4	13:38	162	2024/12/25	17:04	262	2025/1/24	10:46	362	2025/2/12	13:33	462	2025/2/19	8:38
63	2024/12/4	13:53	163	2024/12/25	16:47	263	2025/1/24	10:57	363	2025/2/12	13:39	463	2025/2/19	8:40
64	2024/12/4	13:55	164	2024/12/26	11:11	264	2025/1/24	11:20	364	2025/2/12	13:41	464	2025/2/19	8:43
65	2024/12/4	13:57	165	2024/12/26	11:12	265	2025/1/24	11:21	365	2025/2/12	16:18	465	2025/2/19	8:56
66	2024/12/4	13:58	166	2024/12/26	11:13	266	2025/1/24	11:47	366	2025/2/12	16:42	466	2025/2/19	8:57
67	2024/12/4</													

70	2024/12/4	16:45	170	2024/12/26	11:52	270	2025/1/24	15:33	370	2025/2/13	10:00	470	2025/2/19	11:23
71	2024/12/4	16:47	171	2024/12/26	11:55	271	2025/1/24	15:45	371	2025/2/13	10:02	471	2025/2/19	13:30
72	2024/12/4	16:49	172	2024/12/26	11:59	272	2025/1/24	15:51	372	2025/2/13	10:09	472	2025/2/19	13:32
73	2024/12/4	16:58	173	2024/12/26	12:01	273	2025/1/24	16:04	373	2025/2/13	10:13	473	2025/2/19	13:36
74	2024/12/4	16:59	174	2024/12/26	13:00	274	2025/1/24	16:07	374	2025/2/13	10:27	474	2025/2/19	13:42
75	2024/12/4	17:01	175	2024/12/26	13:06	275	2025/1/24	16:13	375	2025/2/13	10:46	475	2025/2/19	13:48
76	2024/12/4	17:02	176	2024/12/26	13:24	276	2025/1/24	16:33	376	2025/2/13	10:47	476	2025/2/19	13:49
77	2024/12/4	17:03	177	2024/12/26	14:04	277	2025/1/24	16:44	377	2025/2/13	10:48	477	2025/2/19	14:00
78	2024/12/4	17:05	178	2024/12/26	15:50	278	2025/1/24	16:51	378	2025/2/13	10:49	478	2025/2/19	14:24
79	2024/12/4	17:08	179	2024/12/26	16:52	279	2025/1/24	16:56	379	2025/2/13	11:19	479	2025/2/19	14:40
80	2024/12/4	17:09	180	2024/12/26	16:58	280	2025/2/4	9:44	380	2025/2/13	11:52	480	2025/2/19	15:09
81	2024/12/4	17:11	181	2024/12/26	16:01	281	2025/2/4	9:45	381	2025/2/13	11:54	481	2025/2/19	15:19
82	2024/12/4	17:13	182	2024/12/26	16:39	282	2025/2/4	9:46	382	2025/2/13	11:59	482	2025/2/19	15:21
83	2024/12/4	17:15	183	2024/12/26	17:03	283	2025/2/4	9:48	383	2025/2/13	13:04	483	2025/2/19	15:49
84	2024/12/5	8:35	184	2025/1/7	10:13	284	2025/2/4	16:58	384	2025/2/13	13:49	484	2025/2/19	16:01
85	2024/12/5	8:59	185	2025/1/7	10:35	285	2025/2/5	8:52	385	2025/2/13	13:50	485	2025/2/19	16:02
86	2024/12/5	9:00	186	2025/1/7	11:31	286	2025/2/5	8:53	386	2025/2/13	13:57	486	2025/2/19	16:16
87	2024/12/5	9:01	187	2025/1/7	11:33	287	2025/2/5	9:15	387	2025/2/13	12:10	487	2025/2/19	16:17
88	2024/12/5	9:03	188	2025/1/7	14:32	288	2025/2/5	10:01	388	2025/2/13	12:15	488	2025/2/19	16:18
89	2024/12/5	9:10	189	2025/1/7	14:33	289	2025/2/5	14:59	389	2025/2/13	12:18	489	2025/2/19	16:22
90	2024/12/5	11:38	190	2025/1/7	14:34	290	2025/2/5	16:07	390	2025/2/13	14:32	490	2025/2/19	16:26
91	2024/12/5	11:41	191	2025/1/7	14:35	291	2025/2/6	9:20	391	2025/2/13	14:55	491	2025/2/19	16:29
92	2024/12/5	11:46	192	2025/1/7	14:38	292	2025/2/6	9:54	392	2025/2/13	15:31	492	2025/2/19	16:40
93	2024/12/5	11:51	193	2025/1/7	14:41	293	2025/2/6	9:57	393	2025/2/13	16:20	493	2025/2/19	16:41
94	2024/12/5	11:57	194	2025/1/7	14:42	294	2025/2/6	10:09	394	2025/2/14	8:36	494	2025/2/19	16:59
95	2024/12/5	11:58	195	2025/1/7	15:32	295	2025/2/6	10:18	395	2025/2/17	9:23	495	2025/2/19	17:08
96	2024/12/5	13:20	196	2025/1/7	15:35	296	2025/2/6	10:23	396	2025/2/17	9:24	496	2025/2/19	17:09
97	2024/12/5	13:24	197	2025/1/7	17:13	297	2025/2/6	10:43	397	2025/2/17	9:29	497	2025/2/19	17:10
98	2024/12/5	13:28	198	2025/1/8	8:42	298	2025/2/6	10:49	398	2025/2/17	9:46	498	2025/2/19	17:15
99	2024/12/5	13:30	199	2025/1/8	8:55	299	2025/2/6	10:52	399	2025/2/17	9:58	499	2025/2/20	9:01
100	2024/12/5	13:32	200	2025/1/8	8:57	300	2025/2/6	10:54	400	2025/2/17	10:03	500	2025/2/20	9:13

白 総 第 364 号
令和 7 年 4 月 30 日

殿

白子町長 石井 和芳



給料返還請求通知書

標記の件について、別紙理由書のとおり、勤務時間中の私的インターネット閲覧に充てられた時間分の給料の返還を請求します。

記

- (1) 請求趣旨：職務専念義務違反により貴殿が勤務実態なく受領した給料相当額の返還
- (2) 請求金額：金 1,260,000 円也

(※2024年10月～2025年2月に支給された給料総額の約7割に相当する額)

- (3) 支払期限：令和 7 年 5 月 31 日

- (4) 支払方法：下記口座へ銀行振込

振込先：長生農業協同組合 白子支所 (普) 口座番号：3308384

口座名義：白子町会計管理者 三橋 久美子

※振込手数料は貴殿にてご負担願います。

なお、上記期限までに全額のお支払いが確認できない場合には、誠に遺憾ながら法的措置も含め然るべき対応を講じる所存であることを申し添えます（その場合、別途訴訟に要する費用や遅延損害金等についても併せて請求いたします）。

内容についてのお問合せは、下記連絡先までお願いします。

連絡先：白子町役場 総務課 緑川

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2

TEL: 0475-33-2110 / MAIL soumu@town.shirako.lg.jp

以上